

## 富士市ではSDGsを推進しています

SDGs とは、  
**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS** の略称

SDGs? それって一体なに?

この世界がずっと続くように国連で  
みんなが決めた目標のことだよ!



2030年までに解決すべき目標を  
17のアイコンで分かりやすく表現

### 持続可能な開発目標

★テーマは「誰一人取り残さない」



12 つくる責任  
つかう責任



【目標12】  
つくる責任 つかう責任

私たちの行動が未来を創ります。  
責任ある生産、責任ある消費をしましょう。

17 パートナシップで  
目標を達成しよう



【目標17】  
パートナーシップで目標を達成しよう

消費者が主役となって選択できる社会となる  
よう、一緒に活動しましょう!

富士市消費生活モニターについては  
市民安全課まで (TEL 0545-55-2750)

## 富士市市民安全課

所在地 〒417-8601  
富士市永田町1-100  
(富士市役所3階北側)

TEL 0545-55-2750

受付時間 8:30~17:15(月~金)

FAX 0545-51-0367

E-mail si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp

## 富士市消費生活センター

所在地 〒417-8601  
富士市永田町1-100  
(富士市役所3階北側/市民安全課内)



TEL 0545-55-2756

受付時間 9:00~16:00(月~金)

FAX 0545-53-2860



### 出前講座 (無料)

ご要望に応じて、消費者啓発のための出前講座を無料  
で行っています。

お申込みは、市民安全課までご連絡ください。  
(TEL 0545-55-2750)



富士市消費生活センターキャラクター  
ふじまる

## 富士市消費生活モニター ガイド

### ご案内

- ・消費生活モニター制度
- ・モニターのお仕事
- ・富士市消費者運動連絡会

富士市市民部市民安全課

# 消費生活モニター制度

## 消費者政策とモニター制度

日本の消費者政策は、昭和43年に制定された「消費者保護基本法」に基づき行われてきました。その後、社会状況の変化等にも対応するため、平成16年に「消費者基本法」に改正され、現在もこの法律に基づいて展開されています。

この改正では、消費者はそれまでの「保護される者」から「自立した主体」と位置づけられ、消費者の権利の尊重と自立の支援が消費者政策の柱に据えられました。行政の役割は、消費者教育及び啓発活動の推進に重きが置かれています。

### <消費者の権利>

- 1 安全が確保される権利
- 2 選択する権利
- 3 知らされる権利
- 4 意見が反映される権利
- 5 消費者教育を受けられる権利
- 6 被害の救済を受けられる権利
- 7 基本的な需要が満たされる権利
- 8 健全な環境が確保される権利

富士市では、昭和48年から消費生活モニター制度を実施しています。本制度は、モニターの方に、学習会や実践活動を通じて知識の向上に努めていただき、「かしこい消費者」「行動する消費者」となって、地域での消費者リーダーとなっていただくことをねらいとしています。

## 活動の様子

学習会



街頭啓発



# モニターのお仕事

## 仕事の内容

消費生活モニターは、消費者被害の防止のため、以下の活動を行います。

### 学ぶ

# 1

#### 学習会、市民生活講座への参加

モニター学習会、市民生活講座への参加を通じて、消費生活に関する知識を深めます。

### 見守る

# 2

#### 高齢者等への声かけや見守り、消費生活センターへ相談をつなぐ

地域の方への声かけなど行い、不審に思うことがあった場合には、消費生活センターへの相談を案内します。

### 伝える

# 3

#### 市が実施する事業への参加

生活展での暮らしに役立つ情報提供、消費者月間キャンペーンでの街頭啓発活動、また、富士市消費者運動連絡会の構成団体として、市民生活講座の企画運営など行います。



### ◆消費生活モニターになっていただくこと

- ・モニター登録証を交付します。
- ・消費生活に関する啓発冊子等を送付します。
- ・悪質商法等の注意情報や市主催のセミナー、啓発活動について文書等でお知らせします。

登録・変更・辞退については  
市民安全課まで (TEL 0545-55-2750)

# 富士市消費者運動連絡会

## 富士市消費者運動連絡会とは？

富士市消費者運動連絡会は、富士市消費生活モニターを含む6団体で構成されています (R2.4.1.現在)。

消費生活の安定と向上を図るため、消費生活に関する様々な活動を行っています。

### ●主な事業

- ・生活展の開催
- ・市民生活講座の開催
- ・三者懇談会の開催 ※三者…事業者・行政・消費者
- ・出前講座の開催
- ・会報誌「くらしふじ」の発行

その他、視察研修、大気中NO<sub>2</sub>(二酸化窒素)の測定、石けんの使用啓発、フリーマーケットへの参加、各種委員会・審議会へ委員として出席など幅広く活動。

## 構成団体

新日本婦人の会 富士支部	女性だけで構成される社会運動団体。平和を願い、婦人とこどもの幸せを求めて活動。
N.C (Nice Consumers)	自立した生活者となるため、消費生活全般に関する問題に取り組み、啓発活動を行う。
あくていぶ	平成6年度消費生活モニターOBで結成。かしこい消費者を目指し、学習と行動を楽しみながら行う。
なでしこ	農業経営のかたわら、主婦として身近な消費問題、環境問題等について学習、活動。
しんく	消費生活モニターOBで結成。さらにかしこい消費者を目指して活動。
富士市消費生活 モニター	消費者被害防止のため、学習しながら見守り、啓発活動を行う。